



鳥取県公報

平成 25 年 9 月 24 日 (火)
第 8 5 3 4 号

毎週火・金曜日発行

目 次

| | |
|--------|---|
| ◇ 告 示 | 生活保護法による医療機関の指定 (692) (福祉保健課) 2 |
| | 生活保護法による診療所の廃止の届出 (693) (〃) 2 |
| | 生活保護法による介護機関の変更の届出 (694) (〃) 2 |
| | 生活保護法による介護機関の指定 (695) (〃) 2 |
| | 採石法による採取計画の認可の公表 (696) (中部総合事務所県土整備局) 3 |
| | 開発行為に関する工事の完了 (2件) (697・698) (西部総合事務所生活環境局) 4 |
| | 松くい虫の特別伐倒駆除の命令 (699) (西部総合事務所農林局) 4 |
| | 採石法による採取計画の認可の公表 (700) (西部総合事務所日野振興センター) 5 |
| | 指定居宅サービス事業者の廃止の届出 (701) (東部福祉保健事務所) 5 |
| | 指定介護予防サービス事業者の廃止の届出 (702) (〃) 6 |
| | 土地改良区の役員の就退任 (703) (東部農林事務所) 6 |
| ◇ 公 告 | 大規模集客施設の設置の届出に対する知事の意見及びその理由 (景観まちづくり課) . . . 7 |
| ◇ 調達公告 | 落札者の決定 (危機対策・情報課) 7 |
| | 随意契約の相手方の決定 (警察本部会計課) 8 |

告 示

鳥取県告示第692号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「中国残留邦人等支援法」という。）第14条第4項の規定によりその例による場合を含む。）の規定に基づき、医療機関を指定したので、生活保護法第55条の2（中国残留邦人等支援法第14条第4項の規定によりその例による場合を含む。）の規定により次のとおり告示する。

平成25年9月24日

鳥取県知事 平 井 伸 治

| 名称 | 所在地 | 指定年月日 |
|-----------|------------|-----------|
| たにぐちクリニック | 米子市尾高904-1 | 平成25年8月1日 |

鳥取県告示第693号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2の規定に基づき、指定医療機関から診療所を廃止した旨の届出があったので、同法第55条の2の規定により次のとおり告示する。

平成25年9月24日

鳥取県知事 平 井 伸 治

| 名称 | 所在地 | 廃止年月日 |
|------|--------------|-----------|
| 三好内科 | 米子市道笑町一丁目101 | 平成25年5月7日 |

鳥取県告示第694号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項において準用する同法第50条の2の規定に基づき、指定介護機関から事業所の名称を変更した旨の届出があったので、同法第55条の2の規定により次のとおり告示する。

平成25年9月24日

鳥取県知事 平 井 伸 治

| 名称 | 主たる事務所の所在地 | 居宅介護支援事業所の名称 | 居宅介護支援事業所の所在地 | 変更年月日 |
|----------|---------------|---------------|---------------|-----------|
| 株式会社アドバン | 鳥取市若葉台北四丁目7-1 | 居宅介護支援事業所あらいぶ | 鳥取市若葉台北六丁目1-9 | 平成25年8月1日 |

鳥取県告示第695号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「中国残留邦人等支援法」という。）第14条第4項の規定によりその例による場合を含む。）の規定に基づき、介護機関を指定したので、生活保護法第55条の2（中国残留邦人等支援法第14条第4項の規定によりその例による場合を含む。）の規定により次のとおり告示する。

平成25年 9 月 24 日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 介護老人保健施設

| 名称 | 所在地 | 指定年月日 |
|------------------|--------------|---------------|
| ル・サンテリオンよどえユニット型 | 米子市淀江町佐陀2169 | 平成25年 6 月 1 日 |

2 居宅介護事業者

| 名 称 | 主たる事務所の所在地 | 居宅介護事業所の名称 | 居宅介護事業所の所在地 | 居宅介護事業の種類 | 指定年月日 |
|--------------|---------------------|----------------------------|-----------------|-----------|---------------|
| てのひら株式会社 | 鳥取市西品治819-6 | 訪問介護事業所てのひら | 鳥取市西品治819-6 | 訪問介護 | 平成25年 7 月 1 日 |
| 社会福祉法人みのり福祉会 | 倉吉市福守町452 | 社会福祉法人みのり福祉会ヘルパーステーションこもれび | 倉吉市福守町492-1 | 〃 | 平成25年 8 月 1 日 |
| 白鳥ケアサービス株式会社 | 米子市皆生温泉二丁目14-13 | はくちょう倶楽部 | 米子市皆生温泉二丁目14-13 | 通所介護 | 〃 |
| 株式会社ノーブルライフ | 西伯郡大山町赤松 2458 - 107 | デイサービス如月 | 米子市淀江町佐陀2087 | 〃 | 平成25年 9 月 1 日 |
| 医療法人仁厚会 | 倉吉市山根43 | ル・サンテリオンよどえユニット型 | 米子市淀江町佐陀2169 | 短期入所療養介護 | 平成25年 6 月 1 日 |

3 介護予防事業者

| 名 称 | 主たる事務所の所在地 | 介護予防事業所の名称 | 介護予防事業所の所在地 | 介護予防事業の種類 | 指定年月日 |
|--------------|-----------------|------------------|-----------------|--------------|---------------|
| てのひら株式会社 | 鳥取市西品治819-6 | 訪問介護事業所てのひら | 鳥取市西品治819-6 | 介護予防訪問介護 | 平成25年 7 月 1 日 |
| 白鳥ケアサービス株式会社 | 米子市皆生温泉二丁目14-13 | はくちょう倶楽部 | 米子市皆生温泉二丁目14-13 | 介護予防通所介護 | 平成25年 8 月 1 日 |
| 医療法人仁厚会 | 倉吉市山根43 | ル・サンテリオンよどえユニット型 | 米子市淀江町佐陀2169 | 介護予防短期入所療養介護 | 平成25年 6 月 1 日 |

鳥取県告示第696号

採石法（昭和25年法律第291号）第33条の規定に基づき、採取計画の認可をしたので、鳥取県採石条例（平成15年鳥取県条例第72号）第13条の規定により次のとおり公表する。

平成25年 9 月 24 日

鳥取県中部総合事務所長事務取扱鳥取県中部総合事務所地域振興局長 山 根 弘 和

| 名称及び代表者の氏名 | 主たる事務所の所在地 | 認可の内容 | | | 認可年月日 |
|--------------------------------|-----------------|--------------------------------|------------------------------|---------------------------------------|----------------|
| | | 採石場の所在地及び面積 | 採取をする岩石の種類及び数量 | 採取の期間 | |
| 白山建材有限 会社 代表取締役 山根 清道 | 倉吉市 蔵内 320-1 | 倉吉市関金町山口字 山白水1163-31外9 筆 | 風化花崗岩（真砂土） （87,340立方メートル） | 平成25年9月 11日から平成 27年12月31日 まで | 平成25年9月 11日 |

鳥取県告示第697号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により告示する。

平成25年9月24日

鳥取県西部総合事務所長 山 根 淳 史

- 1 開発許可の年月日及び番号
平成25年8月5日 鳥取県指令第201300073720号
- 2 開発区域に含まれる地域の名称
境港市三軒屋町字下川西
- 3 開発許可を受けた者の住所及び氏名
境港市夕日ヶ丘二丁目34-2
谷脇 沙織

鳥取県告示第698号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により告示する。

平成25年9月24日

鳥取県西部総合事務所長 山 根 淳 史

- 1 開発許可の年月日及び番号
平成25年9月5日 鳥取県指令第201300092886号
- 2 開発区域に含まれる地域の名称
西伯郡日吉津村大字今吉
- 3 開発許可を受けた者の住所及び氏名
境港市夕日ヶ丘二丁目34-1
権田 晋一

鳥取県告示第699号

森林病害虫等防除法（昭和25年法律第53号）第5条第2項の規定に基づき、特別伐倒駆除の命令をするので、同条第4項において準用する同法第3条第5項の規定により、次のとおり告示する。

平成25年9月24日

鳥取県西部総合事務所長 山 根 淳 史

1 区域及び期間

(1) 区域

米子市及び境港市の各一部（別紙のとおりとする。）

(2) 期間

平成25年10月15日から平成26年3月15日まで

2 森林病虫害等の種類

森林病虫害等防除法第2条第1項第1号に規定する松くい虫

3 行うべき措置の内容

松くい虫の付着している樹木が存する松林を所有し、又は管理する者は、当該樹木を伐倒して、その破砕又は焼却（炭化を含む。）を行うこと。

4 命令をしようとする理由

1の(1)の区域及び周辺松林において松くい虫被害が発生しており、3の措置を行わなければ被害が異常にまん延し、1の(1)の区域の松林に重大な損害を与えるおそれがあるため。

5 その他必要な事項

(1) 3の措置については、森林害虫防除員の指示に従うこと。

(2) 3の措置として破砕を行う場合は、破砕後の木片の厚さを6ミリメートル（木材チップパーにより破砕する場合にあっては、15ミリメートル）以下とすること。

(3) 3の措置を行った場合において損失補償を受けようとするときは、別に定める申請書を本職に速やかに提出すること。

（「別紙」は、省略し、鳥取県農林水産部森林づくり推進課、西部総合事務所農林局並びに米子市役所及び境港市役所に備え置いて一般の縦覧に供する。）

鳥取県告示第700号

採石法（昭和25年法律第291号）第33条の規定に基づき、採取計画の認可をしたので、鳥取県採石条例（平成15年鳥取県条例第72号）第13条の規定により次のとおり公表する。

平成25年9月24日

鳥取県西部総合事務所日野振興センター所長 澤 田 雅 広

| 名称及び代表者の氏名 | 主たる事務所の所在地 | 認可の内容 | | | 認可年月日 |
|----------------------|------------------|---|-------------------------|--------------------------------------|----------------|
| | | 採石場の所在地及び面積 | 採取をする岩石の種類及び数量 | 採取の期間 | |
| 落合建材 代表者 落合 金市 | 日野郡日野町 下榎70-1 | 日野郡日野町中菅字 中山579-80、579- 132（65,570平方メー トル） | 風化花崗岩（92,471 立方メートル） | 平成25年9月 16日から平成 30年9月15日 まで | 平成25年9月 12日 |

鳥取県告示第701号

介護保険法（平成9年法律第123号）第75条第2項の規定に基づき、指定居宅サービス事業者から当該指定居宅サービスの事業を廃止する旨の届出があったので、同法第78条の規定により、次のとおり告示する。

平成25年9月24日

鳥取県東部福祉保健事務所長 前 嶋 成 樹

| 事業者の名称又は氏名 | 指定に係る事業所の名称 | 指定に係る事業所の所在地 | 届出年月日 | 廃止年月日 | サービスの種類 |
|----------------|-------------|-----------------|-----------|------------|----------|
| 清水一哉 | 清水歯科クリニック | 鳥取市湯所町二丁目231 | 平成25年9月6日 | 平成22年3月31日 | 居宅療養管理指導 |
| 医療法人社団加藤整形外科医院 | 加藤整形外科医院 | 鳥取市片原二丁目111 | 〃 | 平成25年9月3日 | 〃 |
| 医療法人社団米本内科 | 医療法人社団米本内科 | 鳥取市吉成南町一丁目27-13 | 〃 | 〃 | 〃 |

鳥取県告示第702号

介護保険法（平成9年法律第123号）第115条の5第2項の規定に基づき、指定介護予防サービス事業者から当該指定介護予防サービスの事業を廃止する旨の届出があったので、同法第115条の10の規定により、次のとおり告示する。

平成25年9月24日

鳥取県東部福祉保健事務所長 前 嶋 成 樹

| 事業者の名称又は氏名 | 指定に係る事業所の名称 | 指定に係る事業所の所在地 | 届出年月日 | 廃止年月日 | サービスの種類 |
|----------------|-------------|-----------------|-----------|------------|--------------|
| 清水一哉 | 清水歯科クリニック | 鳥取市湯所町二丁目231 | 平成25年9月6日 | 平成22年3月31日 | 介護予防居宅療養管理指導 |
| 医療法人社団加藤整形外科医院 | 加藤整形外科医院 | 鳥取市片原二丁目111 | 〃 | 平成25年9月3日 | 〃 |
| 医療法人社団米本内科 | 医療法人社団米本内科 | 鳥取市吉成南町一丁目27-13 | 〃 | 〃 | 〃 |

鳥取県告示第703号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定に基づき、次のとおり鷹狩土地改良区から役員が退任し、及び就任した旨の届出があったので、同条第17項の規定により告示する。

平成25年9月24日

鳥取県東部農林事務所長 中 村 均

退任した役員の氏名及び住所

| | |
|-----------|--------------|
| 理事 森 尾 充 | 鳥取市用瀬町鷹狩681 |
| 〃 小 林 敬 一 | 鳥取市用瀬町鷹狩704 |
| 〃 森 田 百 一 | 鳥取市用瀬町鷹狩26 |
| 〃 森 田 一 則 | 鳥取市用瀬町鷹狩513 |
| 〃 小 林 武 人 | 鳥取市用瀬町鷹狩22-4 |

〃 森 田 和 男 鳥取市用瀬町鷹狩521
〃 栄 将 志 鳥取市用瀬町鷹狩835
監 事 森 尾 平 一 鳥取市用瀬町鷹狩694
〃 小 谷 憲 明 鳥取市用瀬町鷹狩469
平成24年 4 月21日退任

就任した役員の氏名及び住所

理 事 小 林 照 美 鳥取市用瀬町鷹狩705
〃 森 田 盛 気 鳥取市用瀬町鷹狩478
〃 森 尾 進 鳥取市用瀬町鷹狩24
〃 山 崎 淳 鳥取市用瀬町鷹狩701
〃 小 林 純 一 鳥取市用瀬町鷹狩735
〃 森 田 英 樹 鳥取市用瀬町鷹狩522
〃 平 井 陽 二 鳥取市用瀬町鷹狩42-3
監 事 大 谷 芝 毅 鳥取市用瀬町鷹狩81
〃 森 田 正 志 鳥取市用瀬町鷹狩471
平成24年 4 月22日就任 任期 2 年

公 告

平成25年鳥取県公報第8512号で公告した（仮称）ドラッグコスモス明治町店に係る鳥取県大規模集客施設立地誘導条例（平成21年鳥取県条例第5号。以下「条例」という。）第8条第1項の規定に基づく大規模集客施設の設置の届出について、条例第11条第1項の規定に基づき、届出者に知事の意見及びその理由を通知したので、同条例第2項の規定により、次のとおりその概要を公告する。

なお、この意見に異議があるときは、条例第12条第1項の規定に基づき平成25年10月8日までに知事に意見書を提出することができる。

平成25年 9 月24日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 知事の意見

届出施設の設置は、コンパクトなまちづくりの推進と調和するものである。

2 意見の理由

条例第3条に規定する基本方針に適合するものであることが確認されたため

調 達 公 告

総合評価一般競争入札により落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第11条の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成25年 9 月24日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- | | |
|--------------------|--|
| 1 調達件名及び数量 | 鳥取県災害情報システム整備・保守運用業務 一式 |
| 2 契約方式 | 総合評価一般競争入札 |
| 3 落札日 | 平成25年8月30日 |
| 4 落札者の名称及び所在地 | 鳥取県災害情報システム整備・保守運用業務東芝ソリューション・SBS情報システム共同企業体 代表者 東芝ソリューション株式会社 東京都港区芝浦一丁目1-1 |
| 5 落札金額 | 180,096,000円（消費税及び地方消費税の額を含む。） |
| 6 入札公告日 | 平成25年7月16日 |
| 7 落札方式 | 総合評価落札方式 |
| 8 契約事務担当部局の名称及び所在地 | 鳥取県危機管理局（危機対策・情報課） 鳥取市東町一丁目271 |

随意契約の相手方を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第11条の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成25年9月24日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- | | |
|--------------------|---|
| 1 調達件名及び数量 | アグスタ式AW109SP型ヘリコプター用機体補用部品 一式 |
| 2 契約方式 | 随意契約 |
| 3 随意契約の相手方を決定した日 | 平成25年8月21日 |
| 4 契約の相手方の名称及び所在地 | 兼松株式会社 東京都港区芝浦一丁目2-1 |
| 5 契約金額 | 65,074,438円（消費税及び地方消費税の額を含む。） |
| 6 随意契約による理由 | 随意契約の相手方と既に調達をした物品の交換部品を調達するものであり、随意契約の相手方以外の者から調達をすると既調達物品の使用に著しい支障が生ずるおそれがあるため。（政令第10条第1項第2号） |
| 7 契約事務担当部局の名称及び所在地 | 鳥取県警察本部警務部会計課 鳥取市東町一丁目271 |